平成２５年（フ）第２１８６号
神奈川県藤沢市天神町３丁目12番地の11　エスポワール天神303号
債務者　藤森　宏正
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９８号
大阪府松原市上田８丁目７番３―701号
債務者　田中営繕こと　田中　充夫
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５０号
堺市北区百舌鳥西之町３丁660番地ラ・ルミエール208号
債務者　松下まみえ
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―403号、前住所大阪府和泉市和田町156番地の13
債務者　山本すみ子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
奈良県大和高田市日之出東本町20番16号　アンプルール松長107号室
債務者　木下　秀則
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福嶋　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２０４４号
愛知県あま市七宝町下田堂中40番地１
債務者　猪飼　武夫
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３１号
神奈川県大和市鶴間２丁目７番９号
債務者　落合　美恵
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地５―204
債務者　篠原　　修
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　頼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０６号
奈良県桜井市大字桜井979番地の１
債務者　太陽社こと　松田　好永
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０７号
奈良県桜井市大字桜井979番地の１、住民票上の住所奈良県桜井市大字桜井666番地の６
債務者　松田　　勲
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６２号
名古屋市天白区平針１丁目1006番地　地愛ビル２M号
債務者　野村　由美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　美恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６号
宮崎県延岡市古城町４丁目57番地　ペアハイツ愛宕202、前住所宮崎市広島２丁目８番30号　グリーンヒル広島通り1202号
債務者　湊　　博文
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１８１号
長野県松本市沢村３丁目１番５号２階　長瀬法律事務所、住民票上の住所長野県松本市浅間温泉３丁目５番14号
債務者　田中多加子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６８７号
熊本県菊池市亘110番地２　シティハイツ千田Ⅰ　103号、前住所熊本県合志市須屋277番地６
債務者　笹原　雅実
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０１号
北海道札幌市北区新川４条２丁目５―30　ハイム望洋102号室、住民票上の住所北海道帯広市緑ケ丘２条通２丁目７番地８
債務者　山谷　武史
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
長崎県長崎市銭座町５番14―302号
債務者　髙原　　隆
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係